

教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の
堅持・拡充を求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることとなった。少人数学級の必要性は、中学校においても変わらないことから、小学校にとどまることなく実施を進めていくことが必要である。さらに、きめ細やかな指導を行うためには、今後は30人学級の実現が不可欠である。これら「中学校における少人数学級の必要性」や「30人学級の実現」は、昨年度の改正義務標準法に関わる文部科学大臣の国会答弁の中でも言及されている。

昨年から続く感染症対策は、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保を困難なものにしている。加えて、新型コロナウイルス感染症が子どもの心へ与えている影響は大きく、現場教職員からは子どもたちの異変に対する心配の声が聞かれている。こういった状況の中、教職員には一人一人に寄り添った対応が求められている。しかし、教職員の多忙化は深刻であり、子どもたちに向き合う時間の確保にもつながるスクール・サポート・スタッフやICT支援員、子どもたちに様々な視点から関わるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、学校を支えるスタッフの配置は不十分な状況である。

これら子どもの心のケアや新たな教育課題への対応等のためには、必要な人員の加配や少数職種を増員するなど教職員定数改善が不可欠である。また、その実現に当たっては、必要な財源を国が保障することによって、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが必要である。

よって、国におかれては、子どもたちに豊かな教育を保障するために、次の事項の実現を図られるよう、強く要望する。

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、30人学級の実現に向けて検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 スクール・サポート・スタッフやGIGAスクールサポーター、ICT支援員等の配置の拡充のための必要な財源の保障を行うこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月29日

伊勢原市議会